

管内における重大な動物感染症の発生に備えた多層的な取組

南部家畜保健衛生所 ○須田朋洋 菊地智貴

要旨

管内における高病原性鳥インフルエンザ等発生時の迅速かつ的確な防疫措置に備え取組を行った。県内最大規模養鶏場において埋却予定地の試掘を実施したところ、岩盤が露出し埋却地としては不適な箇所と、必要な深度に達した箇所があった。埋却面積が不足する可能性があることから、隣接自治体に自己所有する土地を新たな埋却予定地として設定したが、養鶏場からの距離及び自治体が異なることによる付近住民からの理解の醸成等が課題。また、埋却だけでなく一部焼却も念頭に、管内各市と個別に防疫措置に係る協議を重ね、埋却地情報の共有、埋却地として利用可能な市有地の確認及び焼却施設の視察結果に基づく焼却手順書の改正等を実施し、封じ込め措置のための焼却施設使用に一定の目処が立った。今回の成果を他の市町村及び畜種にも活用し、引き続き実践的な防疫計画の見直しと防疫演習等の実施により、重大な動物感染症の発生に備えたい。

はじめに

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表（一部変更：令和3年10月1日））（以下、「防疫指針」）において、迅速かつ的確な防疫措置は都道府県の責務とされている。

一方、防疫指針上、埋却地確保は家畜所有者の責務とされているが、全国的に埋却地確保に苦慮する事例が散見されること等から、埋却地の確保を含めた防疫計画の実効性確保の取組を行ったので紹介する。

（1）県内最大規模の養鶏場における防疫演習

令和5年7月25日、鶏舎16棟を擁し、採卵鶏約62万羽を飼養する県内最大規模の採卵養鶏場において、県主務課、県内各家保、管轄地域振興局、管轄市及び地域建設業協会を参集し次の取組を行った。

①埋却予定地の試掘

当該養鶏場が、養鶏場奥の隣接地に確保している埋却予定地について、地域建設業協会の協力の下、試掘を行った（図1）。



図1 地域建設業協会による試掘

予定地内3カ所を試掘し、いずれの場所においても深さ約1.5～2mに達したところで岩盤が露出し、それ以上の掘削は不可能であった（図2）。



図2 岩盤の露出

当該予定地は埋却地として不相当と判断し、養鶏場入口付近の隣接地に確保している埋却予備地について、試掘を行った。その結果、岩盤の露出や湧水等の問題無く埋却予定深度である5mに達したため、埋却地として適当であると判断した。

ただし、本土地はあくまでも「予備地」であること、また、地域建設業協会から、重機が十分に稼働できる面積が必要との指摘があったことから、本土地のみでは埋却面積が不足する可能性があり、新たな埋却候補地を設定する必要性が生じたことから、後日、農場の隣の市に自己所有する土地について、農場管理者と一緒に視察した上、新たな埋却候補地として設定した。

しかし、本土地は農場から離れており、農場と異なる自治体にあることから付近住民の理解醸成に不安があること、農場内の埋却予定地と同様、試掘や測量等による埋却条件の調査が必要と考えられること等から、今後も精査を行うこととしている。土地毎の埋却条件等の整理状況は表1のとおりであった。

表1 土地毎の埋却条件等

土地 項目	埋却予定地	埋却予備地	新・埋却 予定地
面積	十分	不十分	十分
掘削可否	否	可	要精査
農場との 位置関係	隣接地	隣接地	遠隔地
住民同意	済	済	未
埋却地適否	否	適	要精査

②防疫計画書の実効性の確認

防疫指針に基づき県及び農場が策定すべきとされている防疫計画に関し、農場管理者と場内ラウンドし、防疫拠点・ゾーニング・作業動線・殺処分場所等について確認を行ったほか、餌、堆肥の取扱や防疫拠点における通信設備設置等について確認するとともに、防疫措置の際、作業リーダーとなる畜産職員と、作業イメージを共有した。なお、各鶏舎への炭酸ガスの運搬方法、防疫拠点の冷暖房等が課題として挙げられた。

(2) 防疫措置に係る管内市との協議

令和5年7月27日付け5消安2602号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知「豚、いのしし又は家きん飼養農場において確保された埋却地等の実効性の確認について（調査依頼）」（以下、「国通知」）に基づき、令和5年7月から12月にかけて、次の事項に係る確認作業等を、管内4市の各担当者とともに行った。

①農場情報の共有

各農場（豚及び鶏）の概要、防疫計画等について電子データを共有した。なお、特定家畜伝染病発生時に現地危機管理連絡部が設置される管内地域振興局総務部担当者とも同様に電子データを共有した。

②埋却地について

各農場が確保する埋却地について、国通知に基づき埋却地の実効性の確認を行うとともに、埋却地として利用可能な市有地について調整を行った。

③焼却施設について

各市が所管する焼却施設4施設の視察を行い、具体的な搬入・投入方法の確認を行った（図3）。確認結果に基づき、焼却手順書及び緊急連絡網を整備し、概ね数千羽までの農家については焼却のみで措置できる体制を構築した。各市毎の焼却施設の使用に係る体制整備状況については、表2のとおりであった。

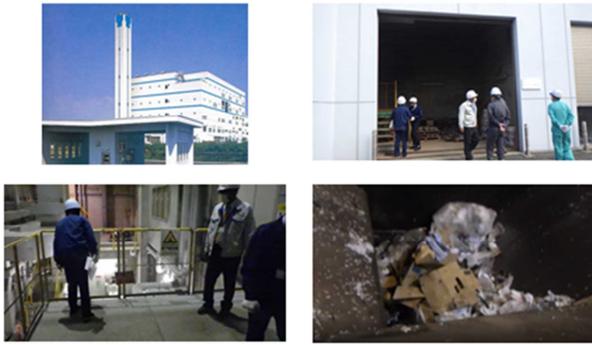


図3 焼却施設の視察

表2 焼却施設使用体制整備状況

市名 \ 項目	管理	焼却可能羽数 (羽/日) ※概算	手順書・ 緊急連絡網
A市	組合	1,000	改正
B市	組合	5,000	改正
C市	直営	3,000	新規
D市	組合	2,000	改正

④集合施設について

防疫措置を行う際に集合施設として使用するB市の4施設の視察を行い、各施設の電源・トイレ、防疫作業従事者の動線が十分に確保できるか、イス・テーブル等の備品、自衛隊車両が駐車できる規模の駐車場、緊急使用時の手続等について、表3のとおり確認した。

表3 集合施設確認状況

項目 \ 施設	用途	管理	電源	トイレ	動線の確保	備品	駐車場	緊急的な使用※
A	体育館	指定管理	○	○	○	○	○	△
B	廃校	市	○	○	△	○	×	○
C	廃校	市	○	△	○	○	○	○
D	廃校	市	○	○	○	○	○	○

○：充足 △：一部不足 ×：不足
 ※：緊急時に円滑に使用できる見込みがあるか。

考察及びまとめ

取組により、農場が用意する埋却地の利用に係る課題の洗い出しができた。ただし、全国の事例等を見ると、特に、事前に付近住民の理解を得ることは困難となることが考えられたことから、各市との協議により、市有地の利用及び焼却炉の利用について

協議を重ね、体制を構築した。

これらのことから、農場及び市町村とのコミュニケーションを密にすることにより、防疫計画の実践的改訂が可能となると考えられた。

今回の取組により、農場が用意する埋却地が使用できるとは限らず、公有地にも限りがあること、技術的に焼却は可能だが、大規模農場の場合、焼却と埋却の併用や複数の焼却炉の使用の検討が必要となること等の課題が挙げられ、不断の防疫計画改定と、農場・市町村とのコミュニケーション継続の必要性を強く感じた。

引き続き、重大な動物感染症の発生に備えるための取組を継続したい。